

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



宮崎県立宮崎農業高等学校



2019
No.541

11

出前講座・現場見学会

[平成30年 9月26日(水)]

宮崎県立宮崎農業高等学校
環境工学科 2年生 35人

就業体験

[平成30年10月30日(火)~11月2日(金)]

宮崎県立宮崎農業高等学校
環境工学科 2年生 35人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和元年11月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和元年度第6回常務理事会を開催	3
2. 社会保険加入推進地域会議及び改正建設業法等に関する説明会を開催	5
3. 建設キャリアアップシステム現場運用について	6
4. 建設キャリアアップシステム説明会開催のお知らせ	6
5. 宮崎県建設業協会青年部連合会第33回連合大会（串間大会）が開催される	7
6. 宮崎県建設業協会 女性の会 ファッションショーを開催	8
7. 令和元年度宮崎県委託業務「建設産業外国人材確保支援事業」のご案内について	9
8. 令和元年度テレビCM放送のご案内	10
●雇用改善コーナー	
働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	11
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	17
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	18
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	19
●技士会	
1. 「おやじの日」現場見学会のお知らせ	20
2. 継続学習制度（CPDS）について	20
3. 第7回土木工事写真コンテストの募集	21
●建退共	
1. バス車内広告の掲載について	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	21
●建災防	
1. 第56回全国建設業労働災害防止大会が開催されました	22
2. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）	22
3. 改正貨物自動車運送事業法<荷主関連部分>について	23
●火薬協会	
1. 令和元年度火薬類取扱保安責任者試験結果	24
2. 講習会の日程について	24
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	25
2. 中間前払金制度のご案内	26
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
<法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

令和元年11月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	建産連事務局会議		
2	土			
3	日	文化の日	文化の日	文化の日
4	月	振替休日	振替休日	振替休日
5	火	監理技術者講習(宮崎) みやざきシェイクアウト		
6	水		車両系建設機械(解体用)運転技能講習(清武)	
7	木	中小企業団体中央会全国大会		
8	金	宮崎建協 建設技術フェア(9日まで)	ローラーの運転の業務に係る特別教育 (清武9日まで)	
9	土	県総合防災訓練(高原 10日まで)		
10	日			
11	月	九州建設業協会西日本建設業保証(株)との意見交換会		
12	火		職長・安全衛生責任者教育(清武 13日まで)	
13	水	県協会 国土交通委員会・九地整との意見交換会	宮崎県産業安全衛生大会(佐土原) 建退共理事長表彰伝達式	
14	木		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (清武)	火薬保安講習会(西都)
15	金	推進機構技術講習会	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び 掘削用)運転技能講習(清武 16日まで)	
16	土			
17	日			
18	月			
19	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育 (清武)	
20	水	全国建設業協会 会長会議(東京 21日まで)		
21	木			
22	金	県協会 常務理事会	不整地運搬車運転技能講習(清武 23日まで)	
23	土	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	日			
25	月	建設キャリアアップシステム説明会(宮崎)		西日本建設業保証(株)監査役会(大阪)
26	火		フルハーネス型安全帯使用作業特別教(延岡)	
27	水			全権協連事務局長会議(東京)
28	木	九州建設業協会 総務・経理担当者会議	建災防 九州・沖縄地区事務担当者会議(宮崎)	
29	金		高所作業車運転技能講習(清武 30日まで)	
30	土	「おやじの日」現場見学会(延岡地区)		

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

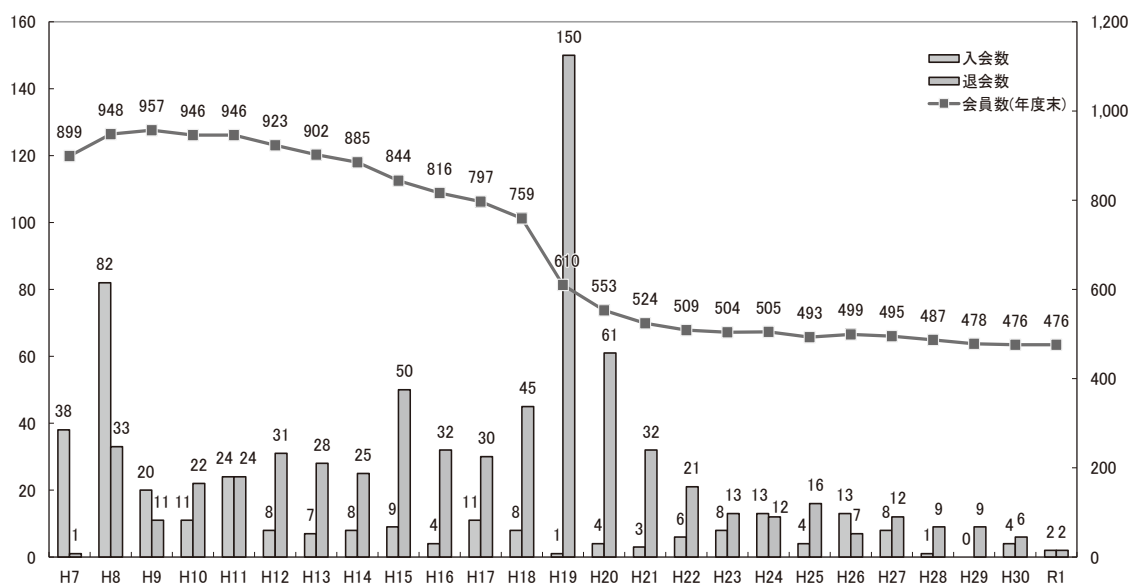
項 目	所 管	形 式
2019.10.24付 NEXCO西日本【福岡会場11/7】工事発注・現場管理に関する建設会社向け説明会を開催します	NEXCO西日本	html
2019.10.3付 厚生労働省 2019.11.20中小企業のための女性活躍推進に関する説明会開催案内	厚生労働省	PDF

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 南	(株) 熊 田 原 工 務 店	代 表 者	熊田原 百合子	熊田原 敬
都 城	令 和 建 設 (有)	代 表 者	杉村 良子	杉村 義秀
		商 号	杉村建設(有)	令和建設(有)
		所 在 地	〒885-0042 都城市上長飯町93号4番地	〒885-0042 都城市上長飯町2410番地1
日 向	黒 木 建 設 (株)	代 表 者	黒木 教明	葛西 了一

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	2
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	2
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	476

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R1は10.29現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度第6回常務理事会を開催

令和元年9月17日(火)12時50分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「第2四半期までの県の発注について会員から遅れているとの声も聞かれたが、9月になり案件が増加してきた。同時に、技術者と働き手が不足する中、条件の悪い案件の不調・不落も増加しているため、対策を纏め次の意見交換につなげたい。また、国についても藤元副会長が直轄事務所と相談しながら対応しているところである。本日は県との意見交換がないため、後程、各地区の土捨場と不調・不落について伺いたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第6回常務理事会

議題1 地元選出国議員との意見交換会について

坂元専務理事が資料1に基づき、地元選出国議員との意見交換会の議題について説明し、承認された。また、樫村事務局長がスケジュール等について説明し、承認された。

議題2 社会保険加入推進地域会議開催について

樫村事務局長が資料2に基づき、社会保険加入推進地域会議の取組事例紹介及び採択宣言企業について、また、本会並びに建産連各団体への事前周知等について説明し、承認された。

議題3 その他

(1) 令和元年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の実施状況報告及び集合研修計画について報告した。

(2) 建設業外国人材確保支援事業について

樫村事務局長が参考2に基づき、建設業外国人材確保支援事業について本会のホームページ等で事業内容が掲載されたことを報告した。

(3) 入札関連事務の試行のお知らせとお願いについて

樫村事務局長が参考3に基づき、県が施行する競争性の低下や不調・不落の要因調査について報告した。

(4) 建設キャリアアップシステム説明会開催について

樫村事務局長が参考4に基づき、11月25日に建通新聞社が主催する建設キャリアアップシステム説明会について報告した。

(5) 青年部連合会「建設業PR」広報活動について

大谷総務課長が参考5に基づき、青年部連合会広報委員会が計画する「建設業PR」広報活動について説明し、承認された。

(6) 令和元年度建設技術講習会について

樫村事務局長が参考6に基づき、県建設技術推進機構が開催する建設技術講習会について報告した。

(7) 令和元年度宮崎県災害廃棄物処理に係る 図上演習の開催について

菊池農林土木課長が参考7に基づき、県環境森林部が主催する災害廃棄物処理に係る図上演習への参加について説明し、承認された。

(8) 県民一斉防災行動訓練 「みやざきシェイクアウト」について

樫村事務局長が参考8に基づき、本年度も本会事務局が一括して「みやざきシェイクアウト」への参加申込みを行うことを説明し、承認された。

(9) 九州中央三県議連宮崎大会への協力依頼について

樫村事務局長が、九州中央三県（熊本・大分・宮崎）議連の宮崎大会が来年1月に開催されることを報告した。

(10) その他

- ・女性の会主催「ファッションショー」について
樫村事務局長が、9月12日の女性の会役員会において、10月20日に開催される「ファッションショー」に女性の技術者や技能者の参加を呼び掛けることが決まったことを報告した。
- ・各地区建設業協会長より、土捨て場と不調・不落の現状等について報告があった。

議題4 11月常務理事会等行事について

樫村事務局長が参考9に基づき、年内の常務理事会開催日について説明し、11月22日と12月12日に開催することが承認された。

2. 社会保険加入推進地域会議及び改正建設業法等に関する説明会を開催

10月17日に市内ホテルにて、社会保険加入推進地域会議及び改正建設業法等に関する説明会が行われた。社会保険加入推進地域会議の開会では、宮崎県建設業協会・連産連 山崎司会長、宮崎県県土整備部 斎藤孝二管理課長による挨拶が行われた。議事では河野建設株式会社 代表取締役 河野孝文氏、株式会社カゲヤマ 取締役会長 景山孝氏が取組事例を紹介し、社会保険加入を促していく中で困難だった点や必要性について語った。その後、九州地方整備局 天方建設産業調整官より社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準について説明があり、河野氏、景山氏が行動基準の読み上げを行い、会場の拍手多数で採択された。九州地方整備局 津森洋介建政部長の挨拶にて閉会となった。

改正建設業法等に関する説明会では、九州地方整備局 建政部建設産業 広瀬祐一郎課長より、建設業法の改正や見直し、本県における社会保険加入推進宣言企業の募集についての説明が行われた。



津森建政部長挨拶



斎藤課長挨拶



山崎会長挨拶



天方建設産業調整官説明



広瀬建設産業課長説明



河野代表取締役事例紹介



景山取締役会長事例紹介



会議状況



社会保険加入促進宣言企業（マーク）

3. 建設キャリアアップシステム現場運用について

本年4月より建設キャリアアップシステムの本運用が開始されましたが、宮崎県では一早く株式会社山崎産業（代表取締役社長 山崎司氏）が現場運用を9月より開始しました。現場は延岡市北方町の北方北郷線川 水流橋工区（仮称）川水流橋 下部工工事で行われました。本県での建設キャリアアップシステムの登録者数は、事業者127社（22,516社）、技能者1073人（116,290人）の登録が完了しています。（ ）は全国 9月30日現在）



就業履歴登録状況



機器等設置状況

4. 建設キャリアアップシステム説明会開催のお知らせ

令和元年11月25（月）にJA AZM ホールにて14時から、（一財）建設業振興基金主催による建設キャリアアップシステム説明会が開催されます。参加希望の方はURL（<https://wuke.jp/ccus/entries/add/1>）より各自で申込みをお願いいたします。

名 称	建設キャリアアップシステム説明会（宮崎会場）
開催日時	2019年11月25日（月） 14：00～16：15
会 場 名	JA・AZMホール 302 研修室
会場住所	宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地
参加費用	無料
受付開始	13：30
内容 第Ⅰ部 建設キャリアアップシステムの構築と政策展開 第Ⅱ部 建設キャリアアップシステムの概要、登録方法等について 第Ⅲ部 建設分野の外国人材の受け入れについて	

※定員は100名程度となっていますのでお早めにお申し込みください。

5. 宮崎県建設業協会 青年部連合会第33回連合大会（串間大会）が開催される

宮崎県建設業協会青年部連合会（児玉昌也部会長）は、10月18日に串間市文化会館において「第33回宮崎県建設業協会青年部連合会串間大会」を開催した。

大会の様式大会には、各地区の青年部員や来賓ら約150名が参加。大会スローガンに「Evolution! 行くど! おっどんの新時代!」を掲げ、これからの建設業を担う若人が一堂に集い、互いに友情や絆を深めると共に、各種活動を通じて地域の安全・安心に寄与していくことを固く誓った。

連合大会は、融和と団結を図り、建設業界の発展につなげるため、11地区持ち回りにて毎年開催。

開催にあたり、挨拶に立った青年部連合会の児玉部会長は、「地域住民の信頼に応えるため、青年部連合会が一丸となり、これまで以上に様々な活動を推進していく」と意気込みを述べ、部員一同に支援と協力を求めた。

招かれた来賓を代表して、宮崎県の河野俊嗣知事（鎌原宜文副知事代読）、島田俊光串間市長、宮崎県建設業協会の山崎司会長が挨拶。河野知事は、建設産業の発展に向けた施策の推進に努めていく考えを示し、「故郷に誇りと愛着を持つ皆さんの活動が、建設業のみならず県全体の活性化に繋がっていくことを期待する」と述べた。

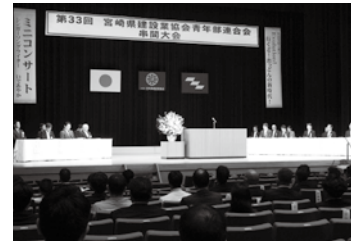
島田市長は、強さとしなやかさを備えた国土及び経済社会システムを構築する国土強靱化の重要性を説き、その実現に向けて青年部の支援と協力を求めた。

山崎会長は、建設業の魅力を発信する青年部の積極的な事業展開に感謝の意を示し、希望を抱ける明日の建設業を構築するため、「青年部の強い連帯意識の下で、それぞれの役割を十分に発揮し、本県建設産業の発展に尽力して欲しい」と呼び掛けた。

次に、次回開催地発表が行われ、次回大会を宮崎地区で行うことが発表され、閉会となった。

式典終了後、連合会の広報委員会、魅力発信事業委員会より、事業活動報告が行われ、広報委員会は、土木の魅力を伝えるパンフレットを製作、県内中学校の全生徒約3万人へ配布をすることを紹介、魅力発信事業委員会は、学生に建設業を知っていただくため、プロモーションビデオを制作し本大会で初披露。現在の施工と未来の施工をアニメーションで表現したPRビデオとなっている。

当日は、式典のほか、いであやか氏によるミニコンサートや懇親会が行われ、懇親会には、長峯誠参議院議員からご祝辞を、瀬戸長県土整備部長より乾杯のご発声をいただいた。参加者は大会を通じて来賓や他地区青年部員との交流、親睦を図り、串間大会が閉幕された。



大会の様式



児玉部会長挨拶



祝辞（式典）
河野宮崎県知事
（代読 鎌原副知事）



祝辞（式典）
島田串間市長



祝辞（式典）
山崎協会長



祝辞（懇親会）
長峯誠参議院議員



乾杯
瀬戸長県土整備部長

6. 宮崎県建設業協会 女性の会 ファッションショーを開催

宮崎県建設業協会女性の会（宮島百合子部会長）は、10月20日、イオンモール宮崎スペースコートにて女性作業服のファッションショーとPRイベントを開いた。

イベントのテーマは「未来をデザインしてみよう～土木とファッションが会えるとき～」。将来の担い手不足が喫緊の課題である建設業において、女性の活躍推進に向けた環境整備が進んでいることを、イベントを通じて知ってもらい、女性の入職促進に繋げようと開催したもの。宮崎県と一般社団法人宮崎県建設業協会が共催した。

ショーで披露された女性作業着10点は、県立高城高等学校及び県立飯野高等学校の生徒がデザインし、県内のパタンナーや縫製職人の協力を得て完成させたもの。企画に賛同した小林市出身の世界的デザイナー・鳥丸軍雪氏から、デザイン画について助言をいただいた。イベントでは、プロのモデルがランウェイを歩きながら、作業服の魅力を更に引き出した。

同時開催されたPRイベントでは、土木工事と建築工事の技術者3名と内装工、塗装工、建築大工に従事する技能者3名がステージに登壇。それぞれの立場から建設業に入職した動機や建設業の魅力、女性を取り巻く建設現場の状況を説明し、女性も活躍できる建設業の構築に向けた取り組みが進められていることなどを紹介した。

イベントの司会を務めた宮島部会長は、災害対応や社会インフラの整備・維持管理といった建設業が果たす役割を観覧者に紹介したうえで、未だ建設業に従事する女性が少ないことを説明。イベントを通じて、「建設業界全体で女性も働きやすい職場の構築に向けた取り組みを進めていることを知ってもらいたい」と期待を込めた。

イベントは、多くの買い物客らが足を止め、高校生がデザインした女性作業着のショーを観覧したほか、女性の活躍推進を目的とした取り組みに関する女性技術者・技能者の話に耳を傾けた。



ファッションショー ①



女性技術者・技能者PRイベント



ファッションショー ②



総合司会を務める宮島部会長

7. 令和元年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」のご案内について

宮崎県委託事業として実施しています「建設産業外国人材確保支援事業」について、下記のとおりご案内申し上げます。

建設業の人材確保を目的に、外国人材を雇用する際に必要な経費の一部を補助する事業です。

建設産業外国人材確保支援事業

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。

※ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限りです。

◎旅費・受講費 ◎通訳費 ◎在留資格申請費 ◎人材紹介費
◎出展費・説明会等参加費 ◎その他

補助対象 在留資格

●高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
●特定技能 1 号・2 号（例：技能労働者）

※技能実習生は補助対象外です

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（1 社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和元年 9 月 11 日から令和 2 年 2 月末日まで

（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

☆注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください

その他の条件

◎消費税・地方消費税は対象外

◎補助金の交付は事業計画申請受付額とし、補助対象経費の算定した額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます

◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限りです

※事業の詳しい内容や申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会または宮崎県のホームページをご覧ください

8. 令和元年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和元年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和元年6月5日(水)から令和元年9月25日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○ 30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○ MRT わけもん GT の放送帯(毎週水曜 20:00～21:00)
※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
◇ 第2部「一歩ずつ」篇
◇ 第3部「未来へ」篇
◇ 青年隊募集篇

◆ CM 展開② (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和元年11月6日(水)から令和2年3月25日(水)までの5ヵ月間
2. 放送形態 ○ 30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○ UMK ニュースの放送帯(毎週水曜 20:54～21:00)
※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
◇ 第2部「一歩ずつ」篇
◇ 第3部「未来へ」篇
◇ 青年隊募集篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 令和2年1月1日(水)～令和2年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMK と MRT のスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
◇ 第2部「一歩ずつ」篇
◇ 第3部「未来へ」篇
◇ 青年隊募集篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

	(解説ページ)
① 残業時間の上限規制	2
② 「勤務間インターバル」制度の導入促進	4
③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）	4
④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ	5
⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ）	5
⑥ 「フレックスタイム制」の拡充	6
⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設	7
⑧ 産業医・産業保健機能の強化	9

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

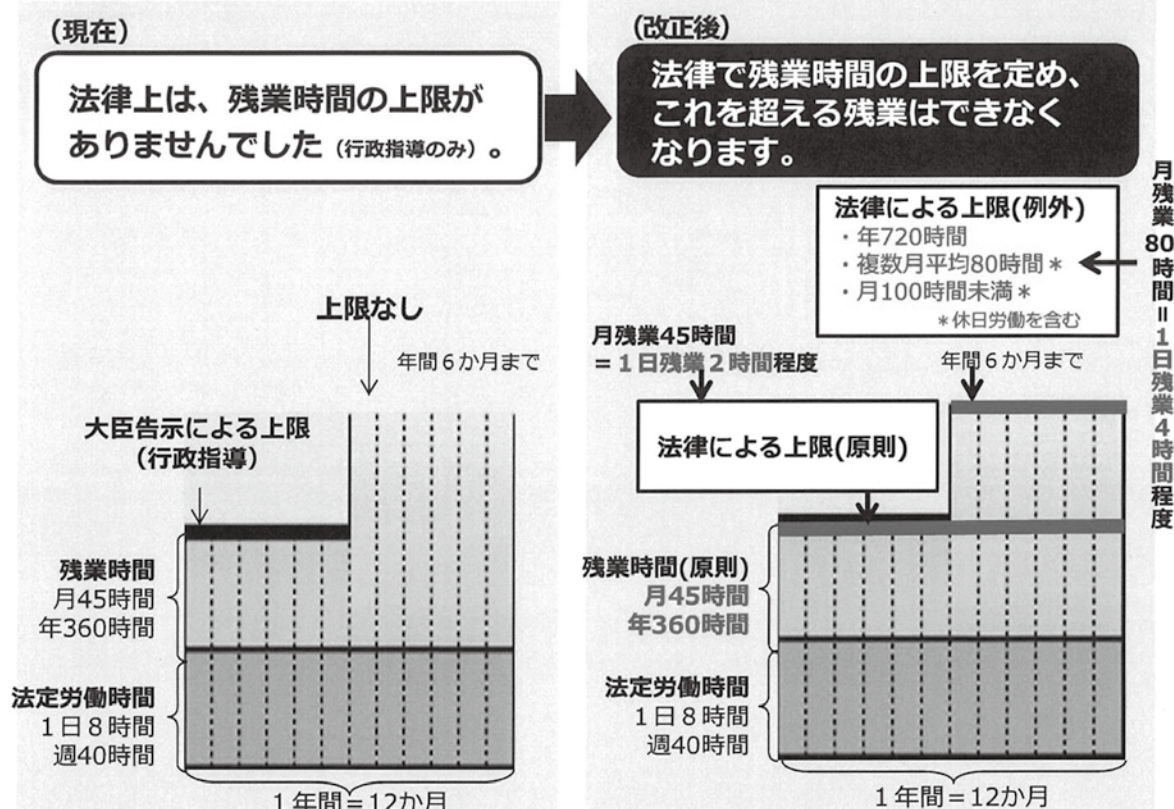


※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

雇用改善

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
- を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

雇用改善

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

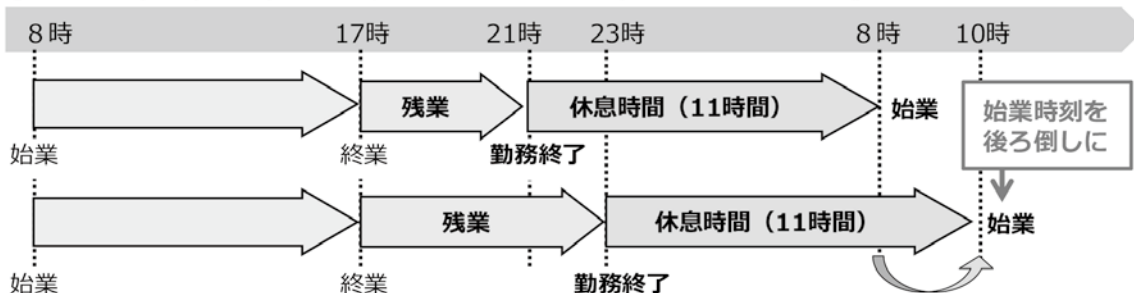
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、
一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、
働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

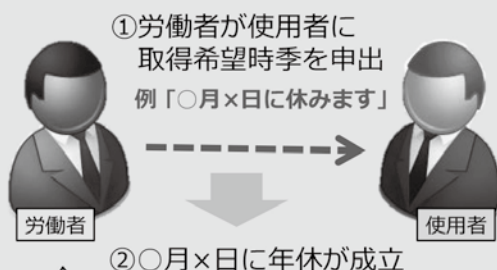


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、
年休を取得できませんでした。

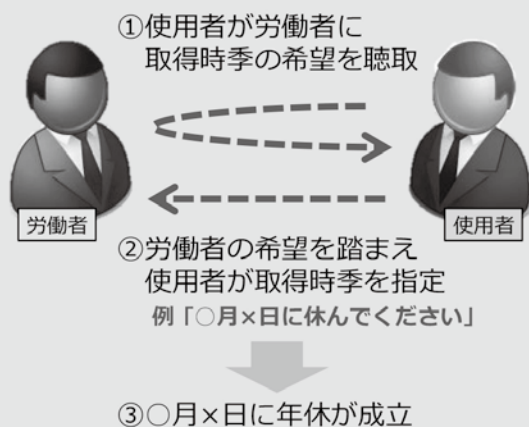


そもそも、①の希望申出がしにくい
という状況がありました。

→ 我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、
希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)				(改正後)			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%				月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を上げ			
		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)				1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
		60時間以下	60時間超			60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%	中小企業		25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

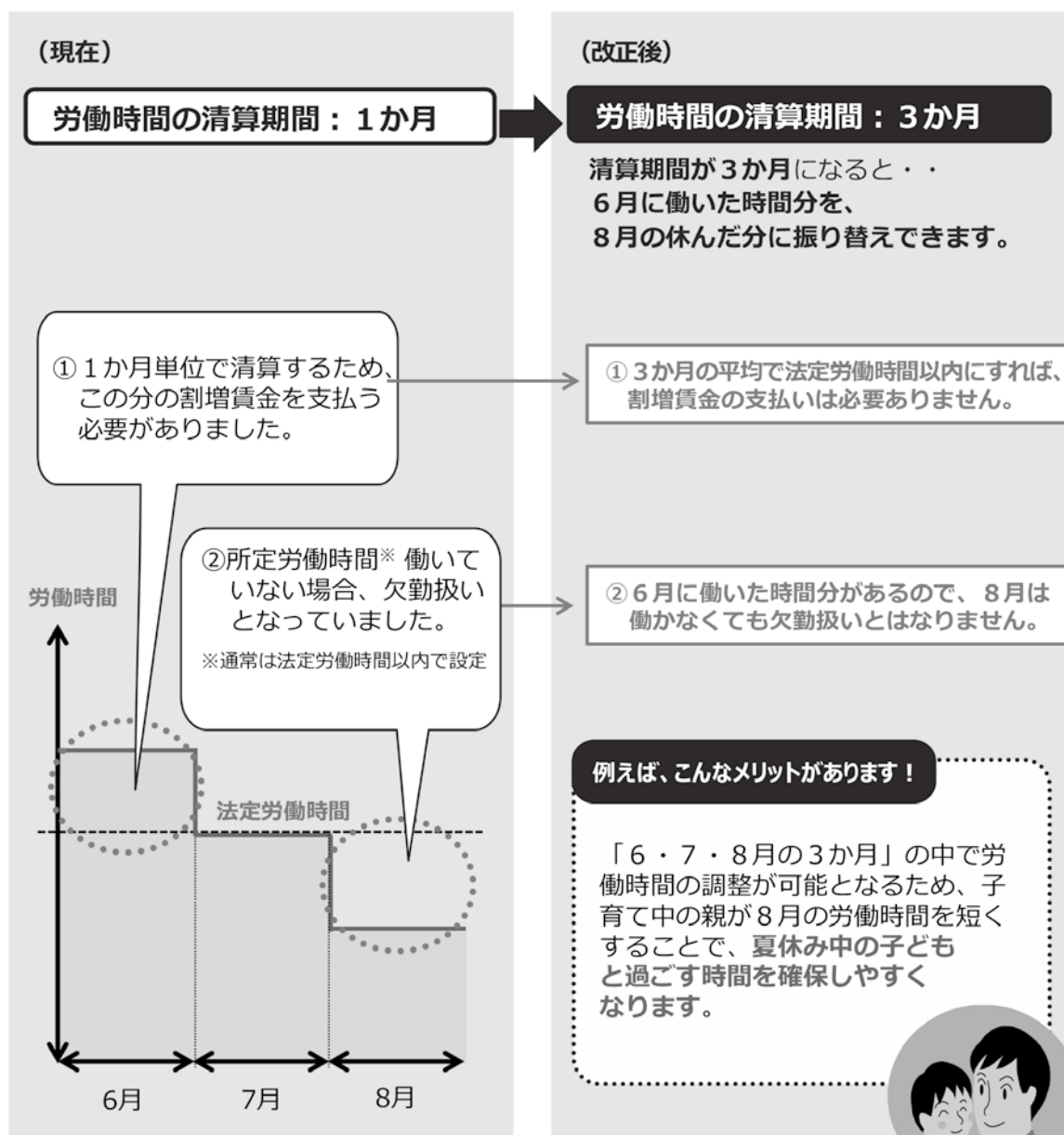
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社 名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所 在 地	福岡市博多区古門戸町5-1 アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地 区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

組 合

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 「おやじの日」 現場見学会のお知らせ

建設会社の社員、発注者、協力会社の身近な家族に間近で実際の職場での父親（おやじ）の働く姿を見てもらうことにより、子供達に土木工事の理解を深めて貰うと共にもっと父親（おやじ）の仕事を知ってもらうことを目的に開催するものです。

見学会は、下記のとおり開催されますので、ご家族で参加されますようご案内いたします。

日 程	令和元年 11 月 30 日（土）8 時 30 分～14 時 00 分
場 所	高千穂日之影道路 平底トンネル 施工業者 前田建設工業（株）他
参 加 申 込	延岡・日向・高千穂地区建設業協会

2. 継続学習制度（CPDS）について

CPDS は、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習した場合に、学習した記録（学習履歴）を（一社）全国土木施工管理技士会連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

会員は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会（JCM）のホームページから、新規加入したときに発行される個人 ID（CPDS 加入者番号）とパスワードでログインします。この 2 つがないと会社名の変更や学習履歴申請ができないので大切に保管してください。会社名の変更をされた時は、支部を通じて宮崎県技士会にも変更届の提出をお願いします。

学習履歴申請には、講習会主催者発行の受講証明書が必要です。申請期間は、学習履修後 1 年以内です。代行申請の場合は、講習会主催者が学習履歴申請をします。個人ではできません。技士会主催セミナー等は、カードリーダーでの代行申請を基本にしています。

個人で学習プログラムを申請する場合は、講習会終了後に学習プログラムと学習履歴申請を同時に申請してください。

学習履歴申請等で手続き料金が必要な場合は、一括送金システムになっております。手続きにつきましては、JCM のホームページ・継続学習・個人加入者・12 一括送金システムに詳細が記載されております。

3. 第7回土木工事写真コンテストの募集

(一社)全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ:土木工事に関する2019年に撮影した写真。
- 2 応募締切:2019年12月末
- 3 応募方法:http://www.ejcm.or.jp/photo_contest/よりご応募ください。

第7回募集要項

- * どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。
 - * 土木工事に関する写真で、2019年1月～12月に撮影したもの。
 - * 合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。
 - * 安衛法に触れるような現場風景や、危険な位置からの撮影は対象外となりますのでご注意ください。
- 優秀作品には以下の賞が授与されます。
- 最優秀賞(1点)…賞金5万円、優秀賞(数点)…賞金1万円、入選(数点)…プリペイドカード5千円分

建退共

1. バス車内広告の掲載について

建退共では、制度加入促進活動の一環として、多くの方の目に留まるよう宮崎交通バス車内に広告を掲載しました。(県内の路線40台)

本制度の趣旨を広くご理解いただき、業界を支える建設労働者の福祉の向上と人材を確保するため、一層の加入促進に取り組んでいきます。掲載期間(令和元年10月15日～11月14日)



2. 建退共宮崎県支部取扱状況(9月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,625	31,002
加 入	3	133
脱 退	13	58
当月末計	2,615	31,077

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	460,644	51,992	32,593,725,053	前 月 分	68,953
当 月 分	548	45	38,442,258		
総 累 計	461,192	52,037	32,632,167,311	当 年 度 計	351,038
(当 年 度 累 計)	4,719	542	492,083,804	累 計	

建災防

1. 第56回全国建設業労働災害防止大会が開催されました

建設産業の安全衛生管理水準の向上と労働災害の根絶を目指して、令和元年9月26・27日の2日間、福岡市において延べ6,400名の参加の下、第56回全国建設業労働災害防止大会が開催されました。

なお、大会では安全衛生管理に係る優良事業場等の表彰が行なわれ、本県からは次の事業場等が表彰されました。

優良賞（会社）

高千穂土木 株式会社（高千穂分会）

松本建設 株式会社（建築分会）

功績賞（職長）

西田憲市 氏（㈱東洋 都城分会）

園田宗太 氏（㈱成合建設 日向分会）



2. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとされていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理にお役立てください。

対象者	雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方
受講料・テキスト代	無 料
主催・協力	㈱労働調査会・建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
日程・会場	〔基礎研修〕※① （宮崎会場） 令和元年11月22日（金）9：00～16：30（定員50名） 宮崎労働基準協会 会議室（宮崎市祇園3丁目1番地） 〔コミュニケーションスキル等向上コース〕※② （宮崎会場） 令和元年12月11日（水）12：50～16：30（定員30名） 宮崎労働基準協会 会議室（宮崎市祇園3丁目1番地）

終了後、修了証を交付いたします。

※①「基礎研修」労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。

（雇用管理総論・募集・採用・配置・社会保険・雇用保険・就業規則など）

※②「コミュニケーションスキル等向上コース」相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を修得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

〔問い合わせ先〕㈱労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221

3. 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉について

(厚生労働省・国土交通省・トラック協会からのお知らせ)

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

※違反原因行為の例



違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

火薬協会

1. 令和元年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年9月1日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、47名が合格！！ おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。
なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆県内の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	80	20	3	103
合格者数	40	6	1	47
合 格 率	50%	30%	33.3%	46%

☆全国の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	3,379	906	105	4,390
合格者数	2,053	492	64	2,609
合 格 率	60.8%	54.3%	61.0%	59.0%

◎県内の過去3年間の合格率一覧

年 度 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
平成30年度	26.0%	50.0%	0%	30.1%
平成29年度	37.1%	24.1%	0%	33.6%
平成28年度	43.7%	26.1%	50%	39.6%

2. 講習会の日程について ～もう一度保安手帳の確認を!～

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

（1）責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
11月14日	木	西都市	西都建設会館	13:00～17:00
12月19日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

（2）再教育講習会

12月19日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00
--------	---	-----	---------	-------------

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和元年9月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和元年度	438	▲ 2.2	13,748	▲ 17.6	2,108	11.8	71,656	10.0
平成30年度	448	▲ 16.4	16,689	▲ 7.9	1,885	▲ 5.7	65,156	▲ 4.3
平成29年度	536	▲ 14.5	18,117	17.1	1,999	▲ 12.7	68,084	▲ 3.3

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

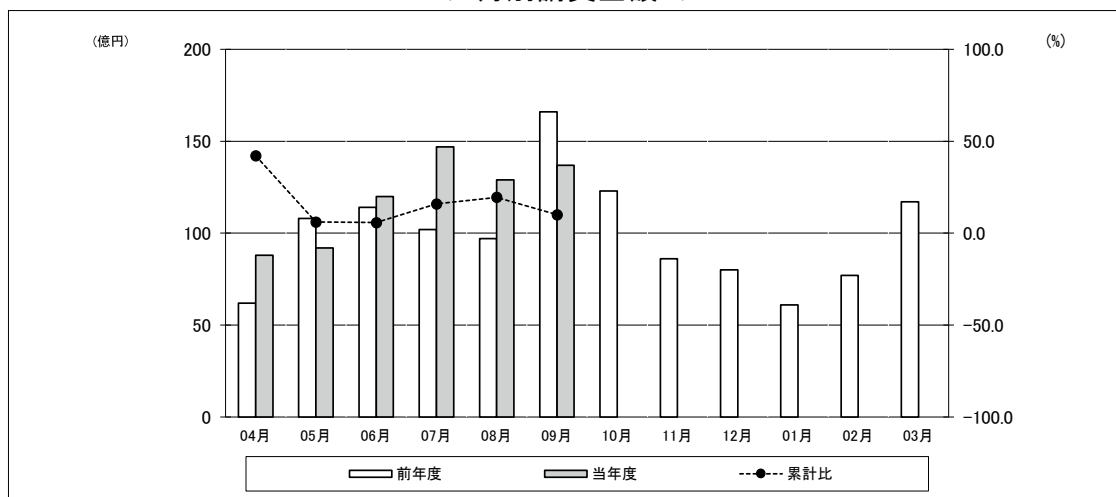
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	34	6.3	3,162	29.9	175	▲ 5.9	15,452	▲ 10.3
独立行政法人等	0	—	0	—	11	57.1	2,181	306.4
県	168	▲ 24.3	4,967	▲ 45.6	766	9.1	22,297	▲ 5.5
市町村	231	22.2	5,225	6.0	1,139	16.9	30,859	41.5
その他	5	66.7	393	294.5	17	6.3	865	▲ 56.1
計	438	▲ 2.2	13,748	▲ 17.6	2,108	11.8	71,656	10.0

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	91	8.3	4,229	▲ 34.5	401	6.6	15,528	▲ 22.2
日 南	40	11.1	1,284	25.7	169	8.3	5,182	16.1
串 間	9	▲ 35.7	266	▲ 24.1	70	4.5	1,386	35.1
都 城	61	▲ 32.2	1,784	▲ 26.4	346	18.9	15,606	31.2
小 林	42	▲ 19.2	1,011	▲ 13.1	172	▲ 15.3	5,072	▲ 2.4
高 岡	11	▲ 21.4	268	▲ 10.3	79	36.2	2,233	▲ 17.6
西 都	35	75.0	809	21.2	150	40.2	2,928	4.2
高 鍋	23	▲ 28.1	738	▲ 34.9	100	1.0	3,935	14.7
日 向	42	20.0	1,111	4.2	280	17.2	8,826	51.9
延 岡	34	3.0	1,407	30.5	165	5.8	7,121	68.6
西臼杵	50	31.6	835	▲ 18.5	176	32.3	3,832	5.5
計	438	▲ 2.2	13,748	▲ 17.6	2,108	11.8	71,656	10.0

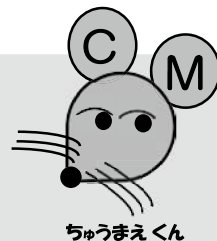
＜ 月別請負金額 ＞



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！保証料はわずか6500円！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

令和元年度 宮崎県内の中間前払金保証実績（令和元年9月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国	1	<	230	<
独立行政法人等	1	<	170	<
県	49	19.5	1,985	40.0
宮崎県	18	80.0	720	▲23.3
都城	6	100.0	574	813.1
延岡	2	0.0	46	5.7
日向	2	<	143	<
高千穂	2	<	18	<
日之影	4	<	79	<
美郷	1	0.0	63	237.5
椎葉	3	<	116	<
合計	89	43.5	4,149	50.6

建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

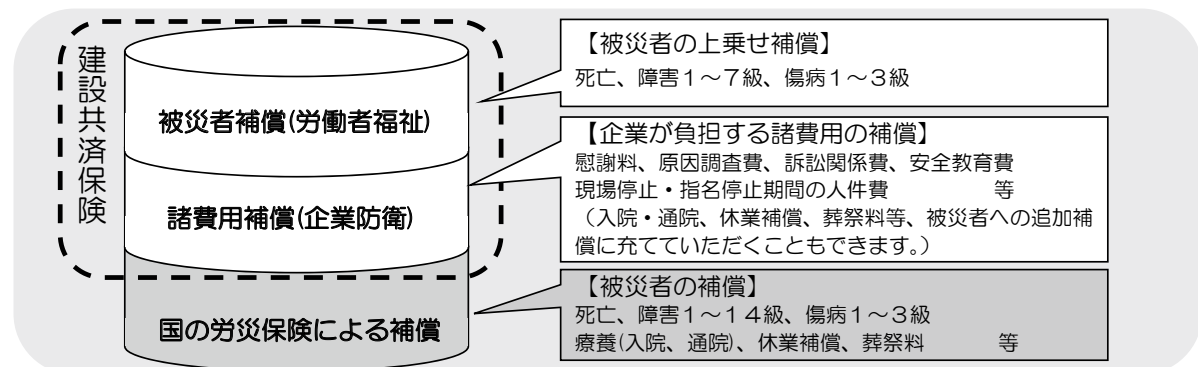
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索